

千 広聴 第 1 3 号  
令和 5 年 1 1 月 2 9 日

千歳市町内会連合会  
会長 沼 田 常 好 様

千歳市長 横田 隆一



要望書に対する回答について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃から、市政の推進におきまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、先般要望のありました事項につきまして、別紙のとおり回答いたします。

【担当】

総務部 危機管理課  
市民環境部 市民生活課  
          廃棄物対策課  
          環境課  
産業振興部 農業振興課  
建設部 道路管理課

(集約：企画部広報広聴課)

## 令和5年度 千歳市町内会連合会要望

### 1 町内会活動の意義と役割について

- (1) (仮称) 町内会活動活性化促進条例の制定について【新規】(市民生活課)

### 2 生活環境の整備について

- (1) ゴミの収集について【継続】(廃棄物対策課)

### 3 施設整備について

- (1) 未設置地区におけるコミュニティセンターの新設について【継続】(市民生活課)

### 4 防災・防犯について

- (1) 町内会・コミュニティの防災活動に対する支援について【継続】(危機管理課)

### 5 交通安全対策について

- (1) 交通安全施設の設置要望について【継続】(市民生活課)(道路管理課)

### 6 その他

- (1) 町内会活性化のための事業促進について【継続】(市民生活課)

- (2) 市街地に出没するヒグマ、エゾシカへの対応について

【新規】(環境課)(農業振興課)

## 令和5年度千歳市町内会連合会要望回答

### 1 町内会活動の意義と役割について

#### (1) (仮称) 町内会活動活性化促進条例の制定について

町内会・自治会（以下「町内会」という。）は、生活の場である地域に愛着を感じ、自分たちの街を美しく豊かな「ふるさと」にしようという願いを込めて、お互いが協力し自主的に地域づくりを進めており、ごみステーションや街路灯の管理、春・秋の大掃除、夏祭りの交流事業など、地域環境の基盤を支えるとともに心が通い合うふるさとづくりのための活動を行っています。

しかしながら町内会への加入率は年々低下している状況が続き、役員のなり手不足や高齢化の大きな要因となっており、新規の入居者に加入をお願いしても、加入のメリットが分からない、ボランティア活動は任意で加入を断るといったケースが増えています。町内会としてもその意義を伝え、活動内容を周知していくことは課題となっていますが、町内会活動により地域の環境整備や安全安心の一端が保たれ、未加入世帯も含めて活動の恩恵を地域全体が享受しているにも関わらず、その自主的な地域活動がメリットの有無で判断され、大切な事柄として認識されないことは誠に残念であり、町内会活動を牽引する役員にとっても無力感を禁じ得ない状況も生まれています。

昨今、社会的な動向として定年延長による高齢者の就業機会の増加や女性の社会進出に関する法整備などを背景として町内会活動の担い手不足が深刻化しております。本年度の本市の事例におきましても役員のなり手不足から活動を続けられない町内会において、ごみステーションや街路灯の管理などを他の団体に引き継いでいくことが課題となり、行政上も地域コミュニティの中核となる町内会の仕組みが大きな役割を果たしていることが明らかとなりました。

町内会活動の活性化は全国的な課題でもあり、札幌市においては、「町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在である」ことを明確に位置付けるとともに、地域住民は、「町内会の活動への参加及び協力に努めるものとする」ことを規定した「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を本年度から施行し、併せて住民組織助成金の制度拡充、町内会加入促進に向けた支援の強化、ボランティア活動の環境整備（ボランティア保険料の負担）、ごみステーション管理機材への助成拡充など、具体的な施策の推進を図っているところです。

他都市においては、町内会がまちづくりの重要な担い手であることを再確認し、町内会活動の周知や財政支援の必要性があることを踏まえ、まちづくり基本条例の条文を修正していく動きがあることや、行政が中心となって町内会等に関する持続可能な運営についての検討委員会を立ち上げ、活性化に向けた具体的な施策に取り組んでいる事例が見られます。

条例の制定については、今年度の町内会からの個別要望に対しても市町連などと連携して調査研究するとの回答をいただいているところであり、議会審議や市民会議等を通じて様々な立場から議論が巻き起こり、町内会とその活動に対する認識が深まるとともに、行政の施策にとりましてもさらなる推進力になるものと期待ができ

るものであります。

最近の事例では、超高齢社会となり新たな社会問題として、老老介護や介護離職などのケアラーに関する課題があり、令和4年に制定された「北海道ケアラー支援条例」においては、北海道はケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるような措置を講ずるものとされ、地域生活の場の身近な存在である町内会もケアラーを支援する地域づくりのため大きな役割を果たしていくことが期待されています。

また、本市においては、次世代半導体の量産を目指すラピダス株式会社の新工場建設に伴う新たなまちづくりが始まろうとしており、町内会活動においても大きな影響があるものと想定されております。

これらのことから、行政活動の一端も担っている町内会活動の活性化が今後も重要となっており、そのためには町内会活動の意義と役割を市全体で共有していくことが大前提になることから、未来のまちづくりの指針として市民、事業者、住宅の建築等を行う事業者、行政、町内会それぞれの役割等を含め明確に規定する「(仮称)町内会活動活性化促進条例」の制定を要望するものであります。

## 【回答】

町内会におかれましては、生活環境の向上や交通安全、防犯、自主防災など、様々な活動に取り組み、市民協働のまちづくりを進める上で、重要な役割を担っていただいていることに感謝申し上げます。

近年、町内会の加入率低下や役員の高齢化、担い手不足などが課題となる中、市といたしましても、町内会の活性化や加入促進は、まちづくりの重要な課題と捉えております。このことから、これまで、町内会運営費や備品整備等の助成など、町内会活動への財政的な支援のほか、平成30年度から令和2年度までの3年間実施した「町内会活性化事業」において、モデル町内会の取組をまとめた「千歳市町内会活性化のためのヒント集」を作成し、各町内会の皆様に、できることから実践していただけるよう「町内会の活性化に向けたワークショップ」を令和4年度に開催するなど、町内会活動を支援する取り組みを行ってきているところです。

町内会は、地域の課題解決に向けた自主的な住民組織であり、加入は任意であることから、条例を制定する場合には、市民や事業者などが町内会活動に対する理解を深め、加入率向上や担い手の確保、活動の活性化など、実態やニーズに合った実効性のある内容とすることが重要と考えております。

このため、11月には、市町連の理事と、既に条例を制定している自治体の条例制定までのプロセスのほか、町内会の活動実態やニーズ調査など、条例制定の検討に必要な事項に関する勉強会を開催したところであり、今後は、住民意識の醸成や、条例制定自治体における効果の検証、町内会の活性化や加入促進に向け、ヒント集を活用・実践していただくなど、実効性のある方策について、引き続き、市町連と協議してまいります。

(市民環境部 市民生活課)

## 2 生活環境の整備について

### (1) ゴミの収集について

ゴミの収集につきましては、これまで町内会未加入者による不適切な排出が多くみられ、収集日前のゴミ排出でカラスによるゴミの散らかしが起きていることなど課題が多く、ゴミステーションの管理に関する町内会の負担感、不公平感の表れとして、町内会が設置管理している回収ボックスの利用を町内会未加入者にはお断りする事例が見られるなど、地域の分断が危惧される事態も招いています。

ゴミの不適正排出について、行政による啓発シールの貼付や付近の住宅への啓発チラシの配布などにより、大部分が改善されているとのことですが、今年度の町内会からの個別要望等においても、アパート、マンション近くのゴミステーションで収集日を守らない、通勤・通学時と思われる空き缶等のゴミステーションへの投機、戸別収集を希望する要望があるなど、依然としてゴミの収集に関する課題が解決されているとは言えない状況であります。

また、一昨年度、昨年度の要望においても、町内会によるゴミステーションの設置管理については条例や委任を受ける規則には定義されず、「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」を根拠に町内会が大きな責任を負う制度となっていることから、条例、規則等の再整備の過程で町内会の責務等について全市的に議論を深め、町内会の重要な活動として広く市民に理解されるよう期待したところです。

一般廃棄物処理基本計画においても、ごみステーションについて町内会等の協力を得て適正管理に努めることや、町内会等との協力による管理体制を強化することが規定されておりますが、町内会への加入率が低下し未加入世帯が多くなっている現状において、町内会が責任を果たすべき理由や町内会以外の方のゴミステーション管理に関する具体的な役割が明確にされているとは思われません。

併せて、これまでの市による啓発・指導等だけではなく、ゴミステーションの設置場所の選定や環境維持の方策、回収ボックス等の町内会の経費負担、町内会未加入者との不公平感の是正などについて根本的改善に向けた具体的なサポートをお願いしたところですが、例えば、回収ボックスのモデル化や収集方法の工夫など試験的な取組についても検討すらされておらず、また、不適正排出物に啓発シールを貼りゴミステーションにしばらく放置し適正な排出を促す手法についても、環境美化や管理上の責任からゴミステーション付近に居住する町内会員や担当の町内会役員が心を痛めている現状があります。

昨年度の要望に対しましては、「今後は、LINE やツイッター等の千歳市公式 SNS なども活用し、随時情報発信をしながら、幅広い世代に向けて、効果的に周知・浸透を図ることにより、町内会の負担軽減に努めてまいります」との回答を得ておりますが、ゴミステーションの適正な管理・利用について、全市民で共有し、協力できる体制を作り上げる具体的な方策は示されておらず、町内会によるゴミステーションの設置管理に関する負担感や不公平感を緩和する方向性は見いだせていない状況であります。

町内会への加入率が低下し、町内会による地域活動がこれまでとは同様に進まない状況に至っていることを重く受け止め、対応策を講じていただきますよう要望いたします。

## 【回答】

本市のごみ処理につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物処理基本計画」を策定しております。

ごみステーションにつきましては、この計画に基づく「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」において、市の責務や利用者である市民の責務、設置者である町内会等の責務を規定しております。

現在、市では、清掃指導員による日常的なパトロールや、公募により委嘱した 15 名の千歳市適正ごみ処理推進員による不適正排出に関する調査のほか、ごみの収集運搬作業の際の啓発・指導を行っており、令和 4 年度に啓発等を行った件数は、2,825 件となっております。

不適正排出されたごみを確認した場合には、啓発シールを貼付し、一週間程度回収しないことにより排出者に改善を促しておりますが、ごみステーションの環境美化や管理上に問題が生じた際には、清掃指導員が速やかに回収しております。

なお、一定期間の啓発措置後、排出物が改善されない場合は、清掃指導員がごみの内容確認などの調査をし、排出者が判明した場合は、自宅を訪問し適正な分別・排出について直接指導を行い、悪質なケースについては、千歳警察署に重点パトロールの実施を要請するなどの取り組みを行っております。

また、町内会から不適正排出などの連絡や相談を受けた際には、清掃指導員が迅速に現地確認を行い、地域の事情や状況等を個別に伺い、啓発看板の設置、啓発チラシの配布や重点パトロールを実施し、不適正排出に対する啓発・指導等に取り組んでいます。

「ごみステーションの適正な管理・利用」について、市民一人一人に理解を深めてもらうため、令和 6 年 4 月から家庭ごみの分別区分の一部変更に伴う「ごみ分別の手引き」改訂版の全戸配布と、市内全ての「ごみステーションの看板更新」を年内に予定しているほか、毎年配布している「クリーンシティちとせ」をはじめ、広報ちとせの「美々ちゃんのごみひとくちメモ」のコーナーなどによる周知・啓発を継続するとともに、市公式 SNS なども活用し、随時情報発信しながら、幅広い世代に向けて効果的に周知・浸透を図ることとしております。

ごみの不適正排出につきましては、排出者のモラルの問題でもあるため、迅速かつ効果的に継続していくことが極めて重要であることから、地域の実情をよく知る町内会等と連携し、ごみステーションの適正な管理に努めてまいります。

さらに、「町内会によるごみステーションの設置管理」について、市と各町内会と情報共有するため、現在、市町連と意見交換会の実施について進めているところであり、各町内会が抱える地域の事情をお伺いし、今後の取り組みなどについて意見交換を行ってまいりたいと考えております。

(市民環境部 廃棄物対策課)

### 3 施設整備について

#### (1) 未設置地区におけるコミュニティセンターの新設について

災害時に避難所として指定されているコミュニティセンターは、概ね小学校の通学区域で一定程度の人口規模の地域を対象として整備を図ることとされておりますが、小学校が建設され発展の度合いを深める勇舞・みどり台地区等を中心とした新興住宅地では、地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターについて、いまだ整備の予定が示されておられません。

コミュニティセンターの整備には財源の確保が重要な課題であることは理解しておりますが、大和地区コミュニティセンターにつきましては、今年度、地域説明会で説明があった令和9年度供用開始に向けて、建設や供用開始に向けた準備が確実に実行されるとともに勇舞・みどり台地区への新設を要望するものです。

#### 【回答】

千歳市におけるコミュニティセンターの整備方針につきましては、概ね小学校の通学区域で人口が5千人から1万人程度の規模の地域を対象に、災害や高齢者の見守りなど、行政と地域が一体となって対策の強化を図る必要があり、町内会活動を補完する新たなコミュニティを形成する必要性が高い地域を優先し、整備を図ることとしております。

大和地区コミュニティセンターについては、この方針に基づき、整備を優先すべき地域として令和9年度中の供用開始に向けた準備を進めており、来年度には基本設計業務などに着手したいと考えております。

なお、勇舞・みどり台地区におけるコミュニティセンター整備につきましては、他の地域への整備の必要性などを踏まえ、今後の課題として考えてまいります。

(市民環境部 市民生活課)

#### 4 防災・防犯について

##### (1) 町内会・コミュニティの防災活動に対する支援について

災害時の町内会やコミュニティ協議会の役割については、地域住民の安全確認に併せてスムーズに避難場所への避難ができるよう対応することであり、避難所においても町内会会員をはじめとする避難者が自主的に運営を行うことが基本とされております。現状としては、各避難所の運営訓練等が十分に実施されている状況にはなく、実際の避難所運営時においては、各施設管理者や派遣市職員のリードが不可欠な状況にあると想定されます。

本年度においては、市の主導により「地域防災リーダー養成講座」、「避難所開設訓練」、「避難行動要支援者避難行動体験会」など各種防災訓練が開催されており、各地域の取組を支援いただいているところでありますが、未だ多くの町内会がどのように防災活動を進めるべきか手探りの状態であるともいえます。

今後も町内会やコミュニティ協議会においては、防災への対応が最も重要な役割の一つと考えられるところであり、引き続き、防災知識や技術に関する講習、コロナ後における避難の在り方や避難所開設訓練、避難所運営時の役割分担の確認など、地域の活動が主体的、積極的に実施されるような働きかけと支援の充実をお願いいたします。

#### 【回答】

令和5年度に市が実施した「地域防災リーダー養成講座」や「総合防災訓練」、「避難所開設訓練」などの防災事業においては、各町内会から多くのご参加をいただいたほか、町内会やコミュニティ協議会においても、避難所開設訓練などの自主的な防災活動に取り組んでいただいております。

さらに、新たな取り組みとして、町内会のご協力を得ながら「避難行動要支援者避難行動体験会」を実施し、災害時の避難行動要支援者の避難要領について、関係者間での共有や課題等の再確認をいただいたことに感謝申し上げます。

市といたしましては、全国で地震や台風、大雨などによる災害が頻発している状況を踏まえ、いつ災害が起きるか分からないという認識のもと、市民等の防災意識・技術の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織に対しては、訪問による意見交換や出張訓練支援を行い、各組織が実施している活動に助言等を行ってきております。

大規模災害時には、公的な支援が地域に届くまでに時間がかかる可能性があり、発災直後の避難行動や救助活動を迅速に行うためには、町内会など地域の皆様のご協力が非常に重要であることから、引き続き、出張訓練支援などを通じ、地域の活動が主体的、積極的に行われるよう支援を行ってまいります。

(総務部 危機管理課)



## 5 交通安全対策について

### (1) 交通安全施設の設置要望について

毎年町内会からの個別要望において、通学路周辺をはじめとした交通安全対策を求める多くの要望が寄せられております。市や関係機関においては、交通指導員の適正配置や道路標識の更新などの対応をいただいていることに感謝を申し上げるところですが、新興住宅地における交通量の急増に対応する安全対策や既存住宅地においても危険箇所での交通標識や横断歩道、信号機の設置等について整備が十分に実施されていない状況となっております。

また、朝・夕の通勤ラッシュや大型施設の建設、新たな宅地造成などによる交通量の変化に伴い、生活道路における抜け道が発生するなど地域における交通状況の変動により、生活環境が守られていないなどの問題が発生しております。

交通規制に係る整備は道の行政機関が行っていることは理解できますし、道内各市町村から相当数の要望が挙げられ財源の確保が難しい状況であることも理解しております。

しかしながら交通安全に対する願いは半永久的なものです。地域の子供たちや高齢者の安全を確保するため、市で施工可能な部分については事故発生が危惧される危険箇所を事前に想定し、歩道整備、ガードレールやハンプの設置等のほか通学路となっている交差点の雪山対策などについても引き続き計画的に対応いただきますとともに、今年度においても、新たな箇所での信号機や交通標識等の設置に関する要望が増加している現状をお汲み取りいただき、北海道公安委員会に対し早期の対応が実現するよう継続的な要望をお願いするものであります。

### 【回答】

交通安全施設は、交通規制標識（信号機や横断歩道、一時停止など）を北海道公安委員会が、また、歩道、その他道路付属物（ガードパイプ、イメージハンプなど）を道路管理者（国・北海道・市）がそれぞれ整備しているほか、市でも、交通事故防止のための注意喚起看板の設置などを行っております。

また、通学路等の交通安全対策は非常に重要な取り組みであると認識しており、市、千歳警察署、各道路管理者、学校関係者（小中校長会、千歳市PTA連合会など）、地域住民などが連携し、道路状況や道路付属物などについて、毎年、合同点検を行い、必要に応じて、市で施工可能なイメージハンプや路面標示などの道路付属物及び注意喚起看板の設置、交差点付近の除雪対策などを実施しております。

令和5年度につきましては、抜け道になり得る生活道路も含め、11月に合同点検を行ったところであり、今後、この点検結果を踏まえ、事故の発生が危惧される箇所を整理し、適切な対応を検討してまいります。

また、交通規制標識の設置について、設置者である北海道では、「交通の安全と円滑に十分に配慮しつつ、限られた財源の中で最適な形で交通安全施設を設置していくことが重要であり、今後は、より一層の合理性が求められる」としていることから、市といたしましては、取り組みの実現性を高められるよう、地域から寄せられ

ている要望などで実態等を把握し、重要度や優先度を踏まえて重点化した上で、公安委員会へ粘り強く要望してまいります。

市道交差点の雪山対策につきましては、今年度の除排雪作業の重点目標として、「交差点等の雪山対策」と「情報発信の充実」の2点を掲げ、交差点の見通しや通学路となっている主要歩道の通行を確保するため、昨年度に引き続き、早めの雪山処理や排雪に取り組んでまいります。

(市民環境部 市民生活課)  
(建設部 道路管理課)

## 6 その他

### (1) 町内会活性化のための事業促進について

これまで町内会活性化支援事業や町内会活動 I C T 活用支援事業により町内会ホームページを開設する町内会が増えていることや、昨年度の要望に対して、町内会ホームページの導入費用の助成をいただくなど、町内会の情報化等による活性化に支援をいただきお礼申し上げます。

引き続き、町内会における情報伝達の充実、役員会など会議の簡素化などに加えて、若い世代や他の様々なコミュニティと連携しながら新しい活動を行うためにも情報化は不可欠な取組となっておりますことから、パソコン等の機器整備と活用のための研修会の開催、町内会館における Wi-Fi の設置などに対する助成のほか、今年度の町内会からの個別要望にありましたように、町内会加入者の具体的なメリットといえる市内の事業者と連携した割引制度を導入することなど、町内会への加入促進につながる事業実施に向けて支援をいただきますよう要望いたします。

### 【回答】

町内会の活性化につきましては、「町内会活性化支援事業」や「町内会活動 I C T 活用支援事業」などで得られた成果を各町内会において実践し、普及していくことが重要と考えておりますことから、今後も、町内会活動の活性化に向けて必要な支援に努めてまいります。

また、今年度につきましては、WEB会議等に取り組もうとする市民団体等を支援し、施設の利活用を促進することで利用者の利便性を高めることを目的に、市内の全コミュニティセンターや共同利用施設である東雲会館、末広会館にWi-Fiを整備いたしましたので、各町内会におかれましても、地域のコミュニティセンター等の積極的な活用をお願いいたします。

なお、町内会加入促進につながる事業につきましては、引き続き、市町連と意見交換を行いながら、効果的な支援方法について検討してまいりたいと考えております。

(市民環境部 市民生活課)

## (2) 市街地に出没するヒグマ、エゾシカへの対応について

ここ数年来、市街地に出没するヒグマによって住民の安全が脅かされ、その対応のため日常生活に支障をきたすといった状況が多く報道されており、本市におきましてもヒグマの目撃情報が頻繁にあるところです。

また、エゾシカによる食害や交通事故なども深刻化しており、特に、自然環境が多く残る地域と境界を接する町内会においては、毎日のように庭先までエゾシカが出没し、家庭菜園の作物やフンの被害が多発しているとされており、今年度の町内会からの個別要望においても、安全安心の確保や被害の拡大を危惧し、対応策の充実を求める声が寄せられています。

市からの回答におきましては、エゾシカについては市街地における捕獲や駆除は大変難しい状況であることや、ヒグマについてはパトロールの実施や市民への周知などのほか、市民生活に実害をもたらす、人命に危険が及ぶと判断した場合は、追い払い活動や駆除を検討していくことが示されています。

ヒグマやエゾシカの個体数が増えているとされる状況であり、自然環境や生物多様性と市街地での生活環境を両立することは難しいものと考えられますが、北海道においては「ヒグマ版ハザードマップ」の作成を進めているとの報道もあり、本道の使命とも言える人間と野生動物が共存する豊かな環境を築くため、リスクの高い場所での草刈りの実施、緩衝地帯の確保、追い払い装置の設置、監視の強化といった市街地への侵入を防ぎ未然に危険を回避する対策のさらなる充実について要望するものであります。

### 【回答】

ヒグマが市街地に出没した際の対応につきましては、これまでもパトロールの実施や市民への周知などのほか、市民の生命に危険がおよぶ緊急時には、クマ防除隊による駆除を実施してきたところです。

近年の道内各地におけるヒグマの出没については、北海道が平成元年度に春グマ駆除を廃止したことにより、ヒグマの個体数が増加となったことが要因とされています。

現在、北海道は、「人とヒグマのあつれきが非常に高まっている」として「第2期ヒグマ管理計画」の施策について見直しを進めるとともに、国に対し、ヒグマの頭数管理をするための捕獲や狩猟者育成を行う、「指定管理鳥獣」とするよう要望しているところです。

市といたしましては、ヒグマの生息数や生息範囲が広範にわたり一自治体での対応が困難でありますことから、現在北海道が進めている「第2期ヒグマ管理計画」の施策の見直し状況を注視するとともに、北海道市長会を通じ、北海道に対しヒグマの生息状況に関する精度の高い調査を行い、この結果を踏まえた人身被害等を防止するための適切な対応策を検討・実施していただくよう、要請しているところです。

また、エゾシカが市街地に出没した際の対応につきましては、警察と市役所が協力し、エゾシカが安全な森へ帰るよう見守りを行っております。

エゾシカの個体数の増加を原因とする被害は全道的な問題となっており、北海道が策定した「第6期エゾシカ管理計画」に基づき適正な個体数管理について取り組んでいるところでありますが、石狩森林管理署と石狩振興局では、令和4年度に支笏湖地区において、「大型囲いわな」による捕獲事業により60頭を捕獲しております。

ヒグマとエゾシカへの対応につきましては、今後も引き続き、国や北海道、関係機関と連携し、さらなる対応策についてよく検討してまいります。

(市民環境部 環境課)  
(産業振興部 農業振興課)